

I 平成 23 年社会生活基本調査の概要

1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分や自由時間等における主な活動(「学習・自己啓発・訓練」, 「スポーツ」, 「趣味・娯楽」, 「ボランティア活動」, 及び「旅行・行楽」)について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものである。

この調査は、昭和51年以来5年ごとに実施され、今回の調査は8回目に当たる。

なお、平成13年調査より、生活時間についての詳細な結果を得るために、「調査票A」及び「調査票B」の2種類の調査票を用いて調査している。

2 調査の法的根拠

社会生活基本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、社会生活基本調査規則(昭和56年総理府令第38号)に基づき実施した。

3 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成17年国勢調査の調査区のうち、総務大臣の指定する調査区(全国約7,000調査区、本県137調査区)において調査を行った。このうち、「調査票A」を用いた調査区は6,600調査区(本県128調査区)、「調査票B」を用いた調査区は400調査区(本県9調査区)である。

(2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した約8万3,000世帯(本県約1,600世帯)にふだん住んでいる10歳以上の世帯員を対象とした。

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

- ア 外国の外交団、領事団(家族、随員及び随員の家族を含む。)
- イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員(家族を含む。)

- ウ 自衛隊の営舎内または艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の被収容者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者
- カ 社会福祉施設の入所者
- キ 病院、療養所等の入院患者
- ク 水上に住居を有する者

4 調査の期日

調査は、平成23年10月20日現在で行った。

ただし、生活時間の配分についての調査は、10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに指定された連続する2日間とした。

5 調査事項

<調査票A>

(1) すべての世帯員に関する事項

- ア 世帯主との続柄
- イ 出生の年月又は年齢
- ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況

(2) 10歳未満の世帯員に関する事項

育児支援の利用の状況

(3) 10歳以上の世帯員に関する事項

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 配偶の関係
- エ 学習・研究活動の状況
- オ ボランティア活動の状況
- カ スポーツ活動の状況
- キ 趣味・娯楽活動の状況
- ク 旅行・行楽の状況
- ケ 生活時間の配分及び天候

(4) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア 介護の状況
- イ 就業状態
- ウ 就業希望の状況
- エ 従業上の地位

- オ 勤務形態
- カ 年次有給休暇の取得日数
- キ 仕事の種類
- ク 所属の企業全体の従業者数
- ケ ふだんの1週間の就業時間
- コ 希望する1週間の就業時間
- サ 通勤時間
- シ ふだんの健康状態
- ス 仕事からの年間収入

(5) 60歳以上の世帯員に関する事項

子の住居の所在地

(6) 世帯に関する事項

- ア 世帯の種類
- イ 10歳以上の世帯員数
- ウ 10歳未満の世帯員数
- エ 住居の種類
- オ 自家用車の所有の状況
- カ 世帯の年間収入
- キ 介護支援の利用の状況
- ク 不在者の有無

<調査票B>

(1) すべての世帯員に関する事項

- ア 世帯主との続柄
- イ 出生の年月又は年齢
- ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況

(2) 10歳未満の世帯員に関する事項

育児支援の利用の状況

(3) 10歳以上の世帯員に関する事項

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 配偶の関係
- エ 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況
- オ 生活時間の配分及び天候

(4) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア 介護の状況

- イ 就業状態
- ウ 従業上の地位
- エ 勤務形態
- オ 年次有給休暇の取得日数
- カ 仕事の種類
- キ ふだんの1週間の就業時間
- ク 希望する1週間の就業時間
- ケ ふだんの健康状態
- コ 仕事からの年間収入

(5) 世帯に関する事項

- ア 世帯の種類
- イ 10歳以上の世帯員数
- ウ 10歳未満の世帯員数
- エ 住居の種類
- オ 自家用車の所有の状況
- カ 世帯の年間収入
- キ 介護支援の利用の状況
- ク 不在者の有無

6 結果の集計

<調査票Aに係る集計>

(1) 生活行動に関する結果

次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計した。

- ア 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項
- イ 学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

<調査票Bに係る集計>

1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項について、全国集計した。

7 結果の公表

<調査票Aに係る集計>

(1) 生活行動に関する結果

平成 24 年 7 月 13 日公表

(2) 生活時間、時間帯及び平均時刻に関する結果

平成 24 年 9 月 26 日公表

<調査票 B に係る集計>

平成 24 年 12 月 21 日公表